

平成29年度第2回

新宿区みどりの推進審議会議事録

平成29年8月28日（月）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

平成29年度第2回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成29年8月28日（月）

午後2時00分～午後4時17分

戸塚地域センター5階 会議室1

- 1 第14期委員の紹介
- 2 会長・副会長の選出等
- 3 開 会
- 4 審 議
 - (1) 保護樹木等の指定及び解除について
 - (2) 新宿区みどりの基本計画の改定について
- 5 連絡事項
- 6 閉 会

○配付資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第14期）
- 2 保護樹木等の指定及び解除について
- 3 指定及び解除審議対象樹木の写真（※回収資料）
- 4 新宿区みどりの基本計画の改定について
- 5 新宿区みどりの条例及び同施行規則
- 6 新宿区みどりの条例及び同施行規則審議会抜粋
- 7 みどりの推進審議会小委員会について
- 8 新宿区みどり公園基金条例
- 9 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 10 新宿区みどりの基本計画（※回収資料）
- 11 新宿区みどりの実態調査報告書（第8次）（※回収資料）

審議会委員 13名

会 長	熊 谷 洋 一	副会長	興 水 肇
委 員	斎 藤 馨	委 員	渋 江 桂 子
委 員	吉 川 信 一	委 員	渡 辺 芳 子
委 員	小 野 栄 子	委 員	丹 羽 宗 弘
委 員	間 座 和 子	委 員	小 島 健 志
委 員	椎 名 豊 勝	委 員	藤 田 茂
委 員	鶴 田 由美子		

◎はじめに

みどり公園課長 皆様こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから平成29年度第2回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様には、本当にお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

私は、本日、事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長の依田です。どうぞよろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

まず初めに、傍聴の許可についてお諮りいたします。

みどりの推進審議会は、みどりの条例施行規則第31条第4項におきまして「会議は、公開を原則とする。」とあります。本日は、傍聴を希望される方がお見えになっていませんが、本日の審議内容から公開しても支障はないと思われるため、公開とさせていただきます、委員の皆様の御了承をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

みどり公園課長 また、本日の会議でございますが、16時を目途に終了したいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

なお、委員の皆様の御発言につきましては、みどりの推進審議会議事録としまして区のホームページにおいて公開されます。あらかじめ御了承のほどよろしくお願いたします。

◎第14期委員の紹介

みどり公園課長 それでは、開会に先立ちまして、議事次第1番の第14期委員の御紹介をさせていただきます。

第14期委員のお名前を御紹介させていただきますので、お配りしました資料の上から2枚目の資料1の委員名簿をごらんいただきたいと思います。

こちらの名簿の上から、熊谷洋一委員。

熊谷委員 熊谷でございます。よろしくお願いたします。

みどり公園課長 輿水肇委員。

輿水委員 輿水でございます。

みどり公園課長 池邊このみ委員は、本日は欠席届をいただいております。

斎藤馨委員。

斎藤委員 斎藤です。よろしくお願いいたします。

みどり公園課長 渋江桂子委員。

渋江委員 渋江です。よろしくお願いいたします。

みどり公園課長 吉川信一委員。

吉川委員 吉川でございます。よろしくお願い申し上げます。

みどり公園課長 竹川司委員は、本日は欠席の届けをいただいております。

渡辺芳子委員。

渡辺委員 よろしくお願ひします。

みどり公園課長 小野栄子委員。

小野委員 よろしくお願ひいたします。

みどり公園課長 丹羽宗弘委員。

丹羽委員 丹羽です。よろしくお願ひします。

みどり公園課長 間座和子委員。

間座委員 よろしくお願ひいたします。

みどり公園課長 小島健志委員。

小島委員 小島です。よろしくお願ひいたします。

みどり公園課長 椎名豊勝委員。

椎名委員 椎名でございます。よろしくお願ひします。

みどり公園課長 藤田茂委員。

藤田委員 藤田です。よろしくお願ひします。

みどり公園課長 鶴田由美子委員。

鶴田委員 鶴田でございます。よろしくお願ひいたします。

みどり公園課長 以上、15名の皆様でございます。どうぞ2年間、よろしくお願ひいたします。

続きまして、審議会事務局を御紹介いたします。

担当部署としましては、みどり土木部みどり公園課みどりの係になります。

まず、みどり土木部長の田中です。

みどり土木部長 田中でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

みどり公園課長 私は、みどり公園課長の依田です。よろしくお願ひいたします。

みどりの係長の佐藤です。

事務局担当（佐藤） 佐藤です。よろしくお願ひいたします。

みどり公園課長 みどりの係主査の三橋です。

事務局担当（三橋） 三橋です。よろしくお願ひいたします。

みどり公園課長 みどりの係の職員の中田です。

事務局担当（中田） 中田です。よろしくお願ひいたします。

みどり公園課長 城倉です。

事務局担当（城倉） 城倉です。よろしくお願ひいたします。

みどり公園課長 田辺です。

事務局担当（田辺） 事務連絡でお世話になっております田辺でございます。よろしくお願ひいたします。

みどり公園課長 以上、どうぞよろしくお願ひいたします。

◎会長・副会長の選出等

みどり公園課長 それでは、議事次第2の会長・副会長の選出等に進ませていただきたいと思います。

先ほど各委員のお名前を御紹介させていただきましたが、第14期委員は、第13期委員の中から武山委員が竹川委員にかわりましたが、他の委員の皆様は再任していただきましたので、改めて皆様からの御挨拶というのは割愛させていただきます。どうぞ御了承よろしくお願ひいたします。

それでは、まず会長と副会長をお決めいただき、その後に会長に小委員会委員の指名をお願ひしたいと思います。

資料6の審議会に関する条例と規則の規定を抜粋した資料をごらんいただきたいと思います。

この資料6にありますように、会長・副会長の選出につきましては、新宿区みどりの条例施行規則第30条の規定によりまして、委員の皆様の互選となっております。委員の皆様の中に御希望、または御推薦があれば御提案をよろしくお願ひいたします。

会長・副会長の推薦等はございませんでしょうか。

渡辺委員 よろしいですか。

現在の会長さん、副会長さんはとてもすばらしいので、私の意見というか、会長に熊谷先生、そして副会長に輿水先生を御推薦したいと思います。すみません、大変僭越けんごつでございますが、もしよろしかったらよろしくお願ひいたします。

吉川委員 私もそのように考えています。

渡辺委員 大変お忙しいところ申しわけないと思うんですけども。

吉川委員 さっきお話しして、大分お忙しそうですが。

みどり公園課長 ただいま渡辺委員、吉川委員から、熊谷委員を会長に、輿水委員を副会長に推薦するという御発言がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

みどり公園課長 それでは、第14期の会長は熊谷委員に、副会長は輿水委員に決定させていただきます。

恐れ入りますが、お二人には席の移動をよろしく願いいたします。

(会長、会長席へ着席、副会長、副会長席へ着席)

みどり公園課長 それでは、早速ですが、熊谷会長より一言御挨拶をお願いいたします。

熊谷会長 ただいま会長の御下命をいただきました熊谷でございます。

御承知のように、14期の委員をお引き受けいただきありがとうございます。14期ということは、掛ける任期2年で、もうこの審議会は28年続いておりまして、私は最初から委員を務めておりまして、28年前はすごく私も若くて元気がよかったです、もうよれよれになってまいりましたけれども、なぜか今回もということでお受けいたしました。

皆様方にも、この新宿区のみどりの推進審議会というのは、東京都の中でも非常にみどりに対する^{しんし}真摯な議論をいただいていますし、それから毎回のように新しいアイデアも出していただいて、他の22区が半分恐怖と半分憧れをもって見ているようでございますので、ぜひ御指導をよろしく願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

みどり公園課長 ありがとうございます。

次に、輿水副会長より一言御挨拶をお願いいたします。

輿水副会長 私も同様なんですけれども、熊谷会長がよれよれにならないように十分サポートをしてまいりたいと思います。また、熊谷会長の足を引っ張らないようにしたいと思います。

どうぞよろしく願い申し上げます。

みどり公園課長 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、引き続き小委員会委員の指名をお願いしたいと思います。

熊谷会長、よろしく願いいたします。

熊谷会長 それでは、ただいまから進行役を務めさせていただきます。

まず小委員会委員の指名ということでございますが、小委員会について、まず事務局から説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、みどりの推進審議会小委員会につきまして説明します。

先ほど出していただきました資料7を御参照いただきたいと思います。

みどりの推進審議会の小委員会ですが、新宿区みどりの条例第28条の2及び施行規則第32条の2の規定に基づく組織になります。緊急の事案が発生して、みどりの推進審議会を直ちに開催することが困難な場合にのみ開催する委員会で、平成21年4月に審議会の効率的な運営を図るために創設した制度になります。

新宿区みどりの推進審議会の調査審議事項としましては、みどりの条例第27条に規定しておりますとおり、(1)みどりの保護と育成に関する計画に関すること。(2)保護樹木等の指定及び解除に関すること。(3)保護樹木等の譲受等に関すること。(4)モデル地区の指定及び解除に関すること。(5)違反行為の公表等に関すること。(6)新宿区みどり公園基金の処分に関すること。(7)その他みどりの保護と育成について、区長が必要と認める事項。という7項目となっておりますが、小委員会の審議事項は、このうち(2)保護樹木等の指定及び解除。と(6)みどり公園基金の処分。という2項目に限定しております。

小委員会の委員の人数は、8人以内としまして、審議会の委員の中から会長が指名いたします。また、小委員会には委員長を置くこととしまして、こちらも会長が指名いたします。

また、小委員会は委員長が招集し、審議会と同様に委員の過半数の出席により成立いたします。

議案の可否は、出席委員の過半数により決定いたします。

小委員会を開催する場合には、原則としまして事務局より審議会委員全員に事前に議案の資料を送付しまして、意見照会を行います。いただいた御意見は小委員会で公表して調査審議に反映させるものとします。

また、委員長は、小委員会での調査審議の経過及び結果を次のみどりの推進審議会でご報告することになっております。

小委員会についての説明は以上となります。

熊谷会長 ありがとうございました。

以上、みどりの推進審議会小委員会について、事務局より説明を申し上げましたが、ここで御質問や御意見がありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

熊谷会長 よろしいでしょうか。

それでは、小委員会の委員の指名に移りたいと思います。

みどりの推進審議会は、区民から6人、みどりの保護と育成に関する団体の構成員から4人、学識経験者5人の15人から構成されています。そこで、小委員会の構成についても、これらのバランスを考慮して、区民委員から3名、団体の構成員から2名、学識経験者の委員から3名の8名とさせていただきたいと思います。

それでは、指名をさせていただきますが、ここで一つ御提案があります。

区民委員から3人を指名するに当たりましては、公募委員の方の中から1名入っていただきたいと考えております。この場で私からお一人にお願いするよりも、本日の審議会終了後にお時間をいただいて、3名の方で話し合っていていただいておりますほうがよりベターというふうに考えておりますので、そのようにして指名をしたいと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

熊谷会長 それでは、公募委員からの1名は、後ほど決めさせていただくこととして、これから申し上げる委員の方を提案させていただきます。

まず区民委員からの2名は、吉川委員と渡辺委員にお願いしたいと思います。

団体の構成員の委員からは、小島委員と椎名委員にお願いしたいと思います。

学識経験者からは、興水委員、池邊委員、それに私、熊谷とさせていただきたいと思えます。

それでは、指名をさせていただきました皆様について、よろしくお願ひしたいと思います。何かまかりならぬという御意見等あれば。

(うなづく者あり)

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、一応提案させていただいたメンバーで、後ほど公募委員から1名を追加させていただくというふうに取り扱わせていただきたいと思います。

次に、小委員会の委員長の名指に移りたいと思いますが、事務局から説明をお願いいたします。

みどり公園課長 小委員会の委員長ですが、みどりの条例施行規則第32条の2第2項におきまして、会長の指名によると定めております。しかし、小委員会の制度ができた最初の審議会の議論の中で、小委員会は人数が少ないだけで審議会と同等の役割と責任があること、また、

小委員会は分科会や期間限定の専門機関とは異なりまして、審議会が縮小したものと考えられ、これらを考慮すると審議会の会長が委員長につくことが望ましいという結論になり、以降、審議会会長に小委員会の委員長をお願いしてきた経緯があります。

このようなことから、事務局としましては、今期も同様に審議会の会長に委員長をお願いしたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

みどり公園課長 それでは、熊谷会長に委員長を引き続きお願いしたいと思います。

委員長、申しわけありませんが、もう一言、また御挨拶を。

熊谷会長 申しわけありません。

だんだんと私も年長者になってまいりましたし、一応、小委員会にも興水副会長が入っておりますので、私に何か事故があった場合には、興水委員に代行をお願いするというのを含めて、お引き受けしたいと思います。どうもありがとうございました。

よろしく願いいたします。

みどり公園課長 会長、副会長、小委員会の委員及び委員長の選出、ありがとうございました。

では、これより議事進行を会長にお任せしたいと思います。

熊谷会長、よろしく願いいたします。

熊谷会長 かしこまりました。

◎開会

熊谷会長 それでは、これより平成29年度第2回新宿区みどりの推進審議会を開会いたします。

最初に、事務局より本日の出席状況について、報告をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、本日の委員の出席状況について報告いたします。

本日は、池邊委員、竹川委員より欠席の届けをいただいております。このため、本日は15名中13名の出席となり、審議会は成立しております。

熊谷会長 ありがとうございました。

次に、本日の資料について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、皆様のお手元にある資料について、確認をお願いいたします。

まず議事次第。そして、資料1としまして、みどりの推進審議会委員名簿（第14期）。資料2としまして、保護樹木等の指定及び解除について。資料3、保護指定及び解除対象樹木の写真、こちらは回収資料となります。終わった後、回収させていただきます。資料4とし

まして、新宿区みどりの基本計画の改定について。これが資料4で4-3までございます。資料5ですけれども、新宿区みどりの条例及び同施行規則。資料6としまして、みどりの条例及び同施行規則の審議会抜粋。資料7としまして、みどりの推進審議会小委員会について。資料8が、新宿区みどり公園基金条例になります。資料9としまして、みどりの文化財（保護樹木等）のガイドブック、こちらは小冊子になります。そして、資料10が、みどりの基本計画の概要版と本編です。本編については回収資料になります。続いて、みどりの実態調査の概要版と本編になります。こちらの本編も回収資料となります。

以上の資料ですが、資料の不足等ございましたら事務局までお知らせをお願いします。大丈夫でしょうか。

熊谷会長 よろしいでしょうか。

◎保護樹木等の指定及び解除について

熊谷会長 それでは、議事次第4の審議に移らせていただきます。

本日の審議事項は、保護樹木等の指定及び解除についてと、みどりの基本計画の改定についての2件でございます。

まず初めに、保護樹木等の指定及び解除についての御審議をお願いしたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、保護樹木等の指定及び解除について、資料2に基づきまして御説明させていただきます。

本日は、保護指定の樹木20本、指定解除の樹木5本、また指定解除の生垣1件につきまして御審議をお願いいたします。

担当係長より映像を交えて説明させていただきます。

申しわけございませんが、室内の明かりを暗くさせていただきます。

(パワーポイント映写)

事務局担当（佐藤） それでは、佐藤のほうから御説明をさせていただきます。

前回の審議会の翌日、6月1日から本日8月28日までの間にお申し出をいただきました保護樹木等の指定及び解除につきまして、御説明いたします。

まず公有地に関しましては、今回指定についても解除についても案件はございません。全て民有地の案件となります。保護樹木が8件、20本、解除が4件、5本、保護生垣について、全体の長さがある中的一部分だけ解除したいというお申し出が1件、32メートルございませ

た。

では、1件目から順番に説明をさせていただきます。

これは8件、20本のトータルの資料となります。若松町、下落合四丁目、内藤町、弁天町、高田馬場四丁目、新宿五丁目という所在で8件、20本ございました。

それでは、一つ一つの場所について御説明をしていきたいと思えます。

まずは若松町になります。

実際は、お寺の境内と申しますか、墓地と申しますか、そういった中になります。

これが候補1から3の遠景、引いて撮った写真となります。

まず1本目ですけれども、候補1、イチョウです。高さが11メートル、幹回りが1.55メートルでございます。幹に腐朽等は見られず、樹形、樹勢とも良好でございます。根元の一部がお墓に接しておりますけれども、お墓のほうは特段、今のところ壊れているという状況もなく、影響も今のところはないような状況でございます。

2番目、これもイチョウとなります。樹高12メートル、幹回りが1.68メートルとなります。こちら、形も樹勢のほう両方とも良好でございます。こちらちょっと根元にお墓の石が接しているような状況でございます。

候補3、こちらはイロハモミジとなります。高さは4メートルという形で余り大きくないものになりますけれども、幹が3本に分かれておまして、こういう幹が数本に分かれている場合は、その数字を足した後に0.7を掛けるという形で、トータルの幹回りという形で換算するんですけれども、そちらが1.25メートルあります。一つ一つの太さは62センチ、79センチ、37センチという3本に分かれているものとなります。高さが90センチ程度、腰高程度で幹が3つに分かれている状況です。形も樹勢とも良好でございます。

次に、候補4番目、スダジイとなります。少し強く^{せんてい}剪定されているので、このスライドの写真だとちょっとわかりにくいかもしれませんが、高さは8メートルほどありまして、幹回りは1.41メートルでございます。かなり強く^{せんてい}剪定されておまして、葉っぱが少ないような状況になっておりますが、外観上、幹に目立つ腐朽等はありませんで、樹勢は良好でございます。敷地の際にあるので、片側に、民地側に枝が余らないという形で^{せんてい}剪定されているような木になります。

候補5、こちらはサワラになります。高さが8.7メートル、幹回りが1.23メートルでございます。列植されているサワラの中の1本となります。外観は幹に特段傷とか、そういったものは見られないで、木の勢いも良好でございます。ただ、横に何本か並んでいるんですけれ

ども、まだそちらは基準に達するような大きさにはなっていないという状況でございます。

候補6、こちらサワラになります。高さが10メートルありまして、幹回りは1.28メートルでございます。こちらはまた場所が違うところに、先ほどのサワラとはちょっと離れたところにあるんですけれども、墓地の西側に1本だけ植栽されております。隣がやはりマンションで高い建物になっておりますので、ややお墓側に前傾した形で、民地側には余り枝がないというような状況で生えておりますけれども、樹勢は良好でございます。

では、2件目のところの御説明をします。

下落合四丁目になります。

こちらは個人のお宅になります。持ち主から保護樹木に指定したいというお申し出がありまして、調査した結果、基準を満たすということで今回指定させていただきたいということで候補として挙げております。

まず1本目、候補1ですが、イロハモミジとなります。高さは10メートルありまして、幹回りは1.39メートルでございます。個人の大きな庭の中で大きく育てておりまして、幹の太さの割に樹高が伸びている、高いという状況でございます。幹に目立つ腐朽等は見られなくて、樹形、樹勢とも良好でございます。

候補2としまして、こちらはアカマツとなります。高さが9メートルございまして、幹回りが1.27メートルでございます。隣接しているモミジの影響なのか、南側に枝がなく、幹が北方向に傾斜している状況ということになります。少し枝の切り残しはありますけれども、樹勢はよい状況でございます。

3軒目のお宅となります。

こちら下落合四丁目にあります個人宅の樹木となります。所有者さんからお申し出をいただきまして調査したものととなります。

候補は1本ですけれども、ソメイヨシノ、高さは5.65メートルで幹回りは1.55メートルとなります。全体的に樹勢は良好ですが、一部、上方の枝に葉の茂りの疎、薄いまばらな部分がある状況でございます。

次に、内藤町になります。

マンションの入り口、角みたいところに立っているような樹木となります。

スダジイになります。高さは6.8メートルありまして、幹回りは1.5メートルとなります。建物の東南の角に生育しているのですが、道路と建物、ちょっと外周の塀などもあるんですけれども、その狭い空間の中にすぽっと入ったような形で生えております。維持管理は良好

になされておりまして、幹に腐朽等はなくという状況です。ただ、道路に出る建物に当たるということで少し切られているのか、樹冠は小さくなっておりませんが、樹勢は良好でございます。

5番目、これは若松町になりますが、個人宅のお庭にあるものになります。

既に保護樹木としてモッコクが1本あるお宅になるんですけれども、もう一本追加で指定をしてほしい木があるという御連絡をいただきまして、調査に行ったところになります。

候補はアカマツになります。高さ6.5メートル、幹回りは1.2メートルあります。右側の上に頭が映っているような状況になりますけれども、建物に接近して立っているような状況になります。外観上、幹に目立つ腐朽とかは見られず、樹勢も良好なので指定をしたいなというふうに考えて提案しております。

次に、弁天町にあります、こちらはお寺の境内になりますけれども、樹木となります。

このお寺には、既に2本の保護樹木、ソメイヨシノとイチョウがあり、調査に入ったときに境内に対象となりそうな大きさの木があるということで、どうでしょうかと御提案をしたところ、保護指定の申出をいただいた案件となります。

まず候補1としてタブノキ、高さは9メートル、幹回りは1.87メートルございます。根は写真のとおり、きちんと張っておりまして、ただ少し根元の皮がえぐれているような状況は見られるんですけれども、巻き込みが始まっておりまして、木の勢いもよい状況になります。この写真だと後ろ側になるのか、もう一つ保護樹木で大きいイチョウの木があるんですけれども、それと近接した状態で立っているような木となります。

次に候補2、こちらがシラカシになります。高さが11メートルありまして、幹回りは1.6メートルございます。こちらは墓地の中にぽつんと生えて生育しているような状況の木になっておりますが、周辺に特段墓石はなくという状況の場所で生育しております。こちらもし根元に傷みはあるんですけれども、巻き込みをしておりまして、根張りもよく樹勢も良好でございます。

こちらは高田馬場四丁目になります。

こちらには、保護樹木3本と保護生垣があるお宅なのでございますけれども、やはり調査に行った際に対象となるような大きさの木が2本あるということで、お申し出をいただいたものになります。

まず1本目になりますが、こちらはケヤキになります。高さは8メートル、幹回りは1.53メートルとなります。数年前に少し木の勢いが衰弱したというお話が家の方からあったそう

ですけれども、今は特段問題ないような状況まで回復をしているという状況になります。幹の太さの割に木の高さはちょっと低いというのはありますが、元気に育っております。

次に、候補2番目として、ヒマラヤスギになります。高さが11メートルありまして、幹回りが1.33メートルございます。下の方の枝が少し隣地にはみ出していて、少し強^{きょうせんてい}剪定されているようで、枝だけ太いところが残っているような状況もありまして、樹形としてはちょっと乱れている状況にあります。樹勢は良好でございます。

指定の一番最後の案件、新宿五丁目、見る人が見ると場所はどこだか、もうおわかりになるかと思いますが、花園神社になりますけれども、こちらでは5本追加で指定をしたいということでお申し出をいただいております。

まず候補1本目としてはイチョウ、高さが11メートル、幹回りが1.49メートルとなります。外観上、幹に目立つ腐朽等は見られず、樹勢、樹形とも良好でございます。

候補2番のスタジイとなりますが、高さは8.6メートルありまして、幹回りが1.49メートルございます。これが近くに非常にいろいろな木が植わっているような状況になりまして、うまくちょっと写真に写らないというか、そんな状況で、丸の書いてあるあたりがスタジイという形になります。近くにお社があったりしまして、その側がちょっと枝が切られているかげんで、そういったお社とかがないほうに枝が伸びておりまして、余り形としてはいい茂り方ということではないんですけれども、樹勢は良好でございます。

こちらはムクノキになります。高さが13メートル、幹回りが1.62メートルとなります。先ほどのスタジイなどと並んで生育しているような状況になります。外観上、幹に目立つ腐朽等は見られず、樹形、樹勢とも良好でございます。

候補の4番目として、こちらはイチョウになります。高さが16メートルありまして、幹回りは1.42メートルとなります。こちら先ほどのスタジイ、ムクノキと並んで生えているような状況になりまして、幹の太さの割に樹高が高くなっています。外観上、幹に目立つ腐朽等は見られず、樹形、樹勢とも良好でございます。

こちらは候補の5番目、ソメイヨシノとなります。高さは11メートルありまして、幹回りは3.08メートルございます。宮司さんの話ですと、以前は保護樹木に指定していたところですが、余りうまく映っていないんですが、隣接にお社を建てるときに一回解除をしたということなんですけれども、太い枝を1本切るだけで済んだということで、樹勢も回復してきたので、また指定をしてほしいという形でお申し出をいただいたものとなります。幹回りは太くて、上方の枝に一部ちょっと枯れ枝は確かにあるんですけれども、全体的に樹勢があるよ

うな桜の木となります。

指定に関しては以上となります。

次に、解除の案件となります。

4件で5本の解除のお申し出をいただいております。1本ずつ御説明をさせていただきます。

まず1本目になります。

下落合三丁目の案件になります。

平成22年に指定をしましたソメイヨシノになるんですけども、高さは3m、幹回りは1.55メートルございます。ちょうど入り口の脇に道路の角地のところに立っていたんですけども、昨年にはよく花が咲いたということなんですけれども、所有者さんのお話によると、ことしは花が全然咲かなくて葉っぱも出なくて枯れてしまったんだということです。

この樹木が道路のちょうど角地のところにありまして、枝が落ちて通行する方に影響が出ると困るということで枝だけ払ってあるということで、区のほうで行きまして、枯れている、枯死しているという状況を確認しましたということで、指定解除のお申し出を出していただいたということになります。

次に、新宿六丁目になります。

神社となります。

もう名前が入っているのでおわかりになるかと思うんですけども、西向天神の木ということになります。昭和48年に指定しましたS48-436、ユリノキになります。回収資料のほうに高さは11メートルと入っているんですけども、高さは16メートル、幹回りが2.36メートルで、上のほうも余りうまく写真では見えないかもしれないんですが、もう完全に先まで枯れておりまして、キノコが幹に生えている状況になります。ベッコウタケが多数発生している状況となります。

実は、これは東部公園事務所のほうから、もう本当に枯れているんじゃないかという形での連絡がありまして、見に行ったところ枯れているということで解除という形で今回案件とさせていただきます。この神社は、ほかに23本の保護樹木、それと3,930平方メートルの保護樹林の指定がされている状況でございます。

次に、これが内藤町の個人宅のケヤキとなります。

平成26年に所有者さんからお申し出をいただいて保護樹木に指定したところではございましたが、所有者さんから土地の借地権の譲り渡しに伴いまして、新しい地権者さんのほうで、

この土地に建物を建築する計画があるということで、1本どうしても家を建てたい位置に当たってしまう、それが一番大きい木ではあったんですけども、この1本を解除したいということでお申し出をいただきました。

この土地には、ほかに5本の保護樹木がありまして、残りの保護樹木は引き続き指定を継続していただくという形で今調整をさせていただいているところとなります。

次が河田町にあります、これもごらんになればわかると思いますが、東京女子医大病院の樹木となりますが、平成9年に指定したフェニックスと平成9年に指定したソメイヨシノの2本についてお申し出をいただいております。

まずこのH9-20、フェニックスなんですけれども、高さが10メートル、幹回りは1.85メートルございます。こちら建築計画の支障になるということで、解除のお申し出がございました。移植についても検討はしたところであるんですけども、地下構造物が根元近くにまで入っているということと、写真にあるとおり、幹の一部に腐朽が見られるということで、移植はなかなか難しいのではないかなというように、今回やむなく解除という形での案件とさせていただいております。

次に、H9-21になりますソメイヨシノとなります。高さが10メートルありまして、幹回りが1.58メートルとなります。こちら建築計画の支障になるということでの申し出となりますが、調査時にベッコウタケの発生している状況を確認しているのと、ごらんいただいております、非常に木が衰弱しております、移植をするにはちょっと向かないのではないかなというように、こちら解除という形で、今回解除ということでの案件とさせていただいております。

保護樹木に関しては、以上のものになります。

続きまして、保護生垣の一部解除について御説明させていただきます。

大久保三丁目にあります保護生垣になりますけれども、全長は117メートル、ずっとこのヒノキで続いている立派な生垣ではあるんですけども、隣地で建築計画がありまして、非常に背の高い建物が隣にできた後、写真で見ていただいております、一部まだら状に、もしくはある程度連続して枯れてきてしまったということで、このひどい枯れが入っているところに関して、32メートル分解除をしたいという形でお申し出をいただきました。

樹種はヒノキのレイランディということです。所有者さんのお考えでは、一度解除して、もう一度植え直しをして、またきちんと続く形の生垣に仕立て直しをした上で、もう一度保護生垣に戻したいというふうに思っているというお話をいただいております。この場所に

は、ほかに保護樹木が6本ございます。

以上となります。

熊谷会長 ありがとうございます。

今、事務局より御説明申し上げましたけれども、保護樹木の20本の指定と、それから指定解除について、続けて御説明をさせていただきましたけれども、まず何か御質問はございませんでしょうか。

保護樹木についてはいかがでしょうか。何かこれを保護樹木としてはいかがなものかなんというものがあればあれですが。

どうぞ、渡辺委員。

渡辺委員 ざっくり気になったんですが、多分、先般やったところで墓石にかかっている解除というのがありましたね、この前の審議会で。今回もお寺さんの若松町は、結構墓石にかかっているというお話があったんですけども、これは大丈夫なんでしょうか。

事務局担当（佐藤） 現地は、これは私も実際に見まして、ご指摘いただいたことは十分承知しているんですけども、所有者のお寺の住職さんは、うちの調査に行った者と話をした際には、木を非常に大事に考えているので、墓石に影響しても木は切らないとおっしゃっているそうです。若干、確かに押しているふうはあるんですけども、余り大きく今のところ持ち上げたりというのは、兆候は全然見られないというものではありません。

一件はドイツ語か何かの、外国の方のお墓か、ドイツ語っぽい記念碑で名前が書いてあるものだったんですけども、しげしげとのぞき込んだりしたんですが、今のところはまだ壊れていない状況でございます。

渡辺委員 ただ、木ってすごく成長が早いですよね。あっという間に持ち上げてしまいますよね。それで、せっかくおっしゃっていただいたのに、大丈夫かなとちょっと思ったんです。

熊谷会長 確かに墓石を倒したりなんかすると、お寺さんだけじゃなくて実際のお墓を、檀家さんかわかりませんが、そういう方が非常に御不満を持たれると思いますし。

これは日本独特なんですよ、墓石の近くに樹木を植えるというのは。中国とか韓国は、墓が日陰になるのを非常に嫌うので、お墓の周りには木をなるべく、墓石の横には立てないというような、そういうあれがあるんですけども、日本はむしろしっとりした空間というか、雨が多いのか何かわかりませんが、こういうふうにも墓に沿えることを皆さんよくなさるんですけども。

しかしながら、やはり墓石を押すようになると難しい問題となります。私は樹木のほうが

生きているから大事なかなとも思われるけれども、実際には御先祖様のほうが大事なので、これは今、渡辺委員の言われたことは大変危惧されることはわかりますので、この審議会で保護樹木として、もしお認めいただければ、それについて所有者の方に、審議委員のほうから、十分今後配慮をしてほしいというような意見が出たのでお伝えをしていただけたらと思います。

みどり公園課長 伝えたいと思います。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

どうぞ、副会長。

輿水副会長 指定解除のほうなんですけれども、建築計画の支障になるためという理由が3件ありましたけれども、差し支えない範囲で、ちょっと個人情報にもかかわるのかもしれないんですけれども、建て替えなのか新築なのか、それとも何か御相続が発生して云々とか、ただ建築の支障になるからだけだとちょっと判断しにくいので、もし詳細がもう少しわかれば教えていただけませんかでしょうか。

事務局担当（城倉） ここはもともと、内藤様のお屋敷の土地で、土地の所有権は内藤様だったんです。住んでいる方は借地権者です。御高齢で一人住まいで、もう相当古い家で、その担当に聞くとかなり由緒のある家じゃないかというのもあるんですけれども、御高齢で一人住まいで娘さんが一人いるんですけれども、どうしても心配で一人で住まわせていられないと。94歳で御本人はお元気なんですけれども、数年前まで自分で木の手入れをしていたというぐらいお元気なんですけれども、そのときに平成26年に指定させてもらったんですけれども、もう正式な契約はまだとしても、その所有権を売ることが決まっているということで、今回、次の方へ、あれは書いてあるんです。ちょっと薄いからわかりにくいんですけれども、上のほうまで家が建っているんですね。建つ設計図なんです。そういうふうにして建てるということで、どうしてもあの1本は切りたいと、切りたいというか解除をしたいと。

私どもも何回も見に行ったりして、新しい所有者さんの設計者さんなんかにもお話をしたんですけれども、できれば解除しても残してほしいということ、切るにしても結構経費がかかりますしということをお話をさせていただいたんですけれども、一応そういうことも検討するが、ただ、一応今回は外させてくれということでした。

あとの5本が、もうやっぱり同じように立派な木で、下の3本がモミジの木なんですけれども、かなり大きな木です。そこも含めて、それが残るということで、新しい所有者さんも

木を残すこと自体は反対はしていないと。非常に大事にするけれども、あそこの1本については、やはり建築計画にかかるということで解除したいということでお話をいただきまして、やむを得ないのかなというような判断をさせていただいて、審議会に諮るということになりました。

東京女子医大病院についても、フェニックスはもう一本、実はあるんですけども、それはもう建築が済んだところの目の前に植わっているので、それは残るんですけども、ほかにフェニックスが残る、保護樹木に指定されているものはないので、できれば残してほしかったんですけども、どうしても建築計画でかかってしまうと。

東京女子医大病院は、いろいろ今順番に建てかえがどんどん進んでいまして、移植も検討してもらったんですけども、右側の下のように、もう一本の木はちゃんとしているのですが、移植する場合は、ちょうど腐朽している部分で吊るぐらいの位置かなというところもあり、前後はきれいなんですけれども、あそこの部分だけちょっと腐朽していて、場合によっては折れるかもしれないかなというところもありました。それと建物の地下構造物がまだ少し出ているということで、場合によっては根鉢もとれないのかなということで、これもやむを得ないのかなと。

もう一本、ソメイヨシノもやはり建築計画なんですけれども、移植も検討したんですけども、3年前に調査したときからもうかなり衰弱が進んでいて、枯れるまではいかないんですけども、そのころからもうベッコウタケが生えていて、時間の問題かなというところもあるんで、これもやむを得ないのかなという判断をさせていただきました。

輿水副会長 ありがとうございます。大変丁寧に御説明いただいて、理解できました。

熊谷会長 どうぞ、椎名委員。

椎名委員 さっきのケヤキというのは幹回りが3.57メートルですよ。これはかなり太いですね。

事務局担当（城倉） この一画には内藤神社もそうなんですけれども、あと区が10年ぐらい前に買った公園敷地の中にも1本、それから近所の方、もう一軒の家にも大きなものがありまして、すごくいい景観なんですけれども、新しく越してきた住民の方からいうと、落ち葉がものすごいんだというような話も結構あるみたいです。

椎名委員 これはあれですよ。新宿御苑と一帯の森になっているんですね。

事務局担当（城倉） そうですね、もう家の反対側もすぐ渋谷川で、その向こうがすぐ新宿御苑になっています。

椎名委員 特にはないんですけども、もう所有権は移っているんですか。土地の所有権は。

事務局担当（城倉） 借地権、正式契約かどうかは確認していませんけれども、間違いなく移るだろうと。

椎名委員 借地権は移っている。

事務局担当（城倉） はい。

椎名委員 そういう場合は、やっぱり借地権の人の同意でいいんですか。

事務局担当（城倉） はい。申請者もその人に当たっています。

椎名委員 いや、幹回りが3.57メートルだと樹齢100年以上というか、ですから植えたものであれば、最初に植えたのは元の所有者ですからね。そこら辺がどうなっているのかなというのが一つありましたけれども、それならそれでね。

それと、今フェニックスというのが出ましたよね。これはカナリーヤシ……。

事務局担当（城倉） 私が調べた範囲だと、一応登録ではフェニックスになっているので。

椎名委員 登録がフェニックスになっているんだ。

事務局担当（城倉） ええ。ですから、カナリーヤシでもよかったんですけども、登録がフェニックスになっているので、あえて変えなくてもいいかなと。

椎名委員 まあ、解除になるんですからね。

事務局担当（城倉） ただ、もう一本あるやつもフェニックスになっているので、それならばカナリーヤシにしてもいいかなとは思いますが。

椎名委員 フェニックスでこれだけ大きいと、東京でこれだけ大きいとすごいですよね。カナリーヤシみたいですね、ちょっと写真で、わからないですけどもね。だから、いずれかのもう一本指定があるなら、ちゃんと見て判断されたほうがいいのかなと思います。

それと、その前の2番の新宿六丁目ですか、ユリノキがありますよね。これは倒木の危険がある。当然そういうことだと思いますし、このソメイヨシノも4-2ですね、河田町の1.58の、これも恐らくベッコウタケであれば倒木の危険がありますので、これはもう本当はあれですね。すぐ切ってもいいですね。

事務局担当（城倉） そうですね、この審議会を経たらすぐ切るような手配をして。

椎名委員 提出が8月23日ですから、今すぐ出たわけですから、役所としては迅速にやっているわけですから問題はないですけどもね。

事務局担当（城倉） 神社のところは、うちが公園用地として借りているところなので、公園の事務所のほうでも切る手配までしてあります。きょう済んだら早速来週にでも切ると。

椎名委員 ちょっと見ただけですけれども、ユリノキの場合には、上部が枯れていると、恐らく下の部分はぐずぐずだと思いますので、もう早く、児童遊園であればなおさら早く伐採しちゃったほうがいいですよ。それだけです、逆に言うと。

事務局担当（城倉） このユリノキも3年前に調査したときから大分弱ってはきていたんですが、少し様子を見ようということで、まだ枯死するまでには至ってなかったので様子を見ていたんですけれども、やはり枯れたという連絡があったので、また再び調査してと。

椎名委員 ベッコウタケのときにどうするかですよ。だから、根の調査とかも、もし希望があれば区でやってあげる必要もあるかもしれませんね、普通の家ではできないので。住宅の場合もあるでしょうし。だとすると、エアースコップか何かできちっと掘るとかね、掘ればですよ。ここの所有者が了解すればという話ですけれども、そういうこともやる必要はあるかもしれませんね。

最近、ベッコウタケがあったらすぐ切るという人もいますけれども、ただ、それだけではちょっと保護樹木の意味がないので、所有者が希望するならばそういう道も検討して、根系の大きさとかを、極端に小さくなっているとか、それからもちろん根が腐朽しちゃっているとか、そういう状況もつかんで対処したほうがいいかもしれませんね。場合によっては、土地は所有者のものですから、そう簡単にはいきませんが、そういう道もあるかなと思いますね。

事務局担当（城倉） あと調査に行った折に、やはりベッコウが出ていたりすると、一応所有者の方には、何か木に変化があったらすぐ連絡をくださいというようなお話はしてきています。でも、上が元気でも下だけダメになっちゃうこともありますので、ちょっと難しいですね。

椎名委員 これは厄介ですから、一番厄介ですからね。

ですから、その場合にはどうするかみたいなものは、保護樹木であれば、所有者の責任ではありますけれども、そこがわかっている、持ち主は専門的な方ではないので、やっぱりそういうことについての選択肢というか、ある程度用意する必要があるのかなと、ちょっとこれは検討を要しますけれども。

熊谷会長 ほかに何か御意見ございますか。

どうぞ、洪江委員。

洪江委員 指定に関してなんですけれども、今回20本という多くの指定があって、とても明るいニュースだなというふうに思ったんですけれども、事務局の方が足しげく通ってくださっ

て御協力をお願いするという一つの方法と、あと今回少し伺っていると、自発的な申し出があったようにお聞きしたんですけれども、何か効果的な広報が契機になったんだとすれば、ちょっと教えていただけますか。

事務局担当（佐藤） 広報は4月に1回、新宿区報に1回記事としては出して……

渋江委員 その指定をお願いされた方からは、何かこれを見たのとか、そういうお話は。

事務局担当（城倉） 1件それはありました。広報を見て、今まで制度を知らなかったという、長年やっているんですが、そういう方もいらっしゃいましたし、あと近所の方から、こういう制度があるよと言われた方もいたみたいですよ。

自発的におっしゃっていただければ、すぐ調査に行ってすぐ見るんですけれども、余り多くはないですね。今は順番に調査しているので、その中でお寺さんなんか調査に行ったときに全体を眺めてみて、あれば追加をお願いをするという形のほうが多いというような状況です。広報はそれなりに、1件か2件ですけれども効果はあったので、今後も続けていければと思います。

熊谷会長 どうぞ。

鶴田委員 1点、アイデアなんですけれども、花園神社などは、やはりとても著名なところですし訪問者も多いと思うので、ああいうところは今回も相当たくさん登録いただいているので、保護樹木のプレートとか説明板みたいなものを置いておくのは一つの広報の手段になるかなと思いました。

事務局担当（佐藤） プレートはちゃんとついています。

鶴田委員 既にかかっていたか。外国人とかも多いから、もしかすると英語もあるといいかもしれないです。

熊谷会長 5カ国語でつくりましょうか。

事務局担当（佐藤） 何が書いてあるかわからなくなるような小さい字になるかもしれないです……。

熊谷会長 でも、あの花園神社は、もう連日のように外国人が多く行きますね。結局、都内で花園神社という有名な神社ですし、特に繁華街にも近いから、余計来られます。

ありがとうございました。今、渋江委員も意見を言われましたけれども、最近この保護樹木の指定がどんどん出てきたというのは、実は事務局が最近、潜在的な樹木資源を掘り起こしていただいて、現場へ行って、現場の方にできるだけ保護樹木の申請をしてほしいというような働きかけもあって、そんなことが保護樹木の指定に大変強い効果を上げていると思

ます。今までに引き続き、本当に今回は事務局の方に頑張ってくださいました。

解除については、ちょっと風倒の危険があるというような御意見もありましたので、やっぱり心配しているのは、最近ゲリラ豪雨とか突風が吹いたときに、特にユリノキなんというのは根からぼんと倒れますから、それで車を潰したり人に害を与えたりすると危険ですので、できるだけ先ほどの事務局のほうから言われたように、早く処分をしていただけたらと思います。

ちなみに、保護樹木は掘り起こせば、まだありそうですね。また、関心を持っていただくために情報を流すことも大事だと思います。

ほかに。どうぞ。

吉川委員 生垣で数少ないのが3番の大久保三丁目ですか。その後、また戻したいと言っているというようなことをおっしゃっている。これは大変貴重なので、これはどういう、ちょっと大ざっぱに聞いたので具体的にどういうことなのか、大切にしていきたいと思いますので、ちょっとお聞きしたいと思います。

事務局担当（城倉） これは保善高校なんですけれども、結構新しくできたと。前は単なる通路だったんです。道路としてできて……、次の写真を見せてください。

いいところはすごくいいんです。緑がずっとつながっていて、たまたま……これは西側になるのかな、ちょうど再開発で大きな高層ビルが建って、そのせいで向こう側は言っているんですけども、そうすると全部枯れていいんじゃないかと思うんですけども、何かまだら状に枯れて、ちょっと原因がよくわからないんです。

こちら側は高い建物がない側で、それは非常に元気で枯れたのはほとんどないんですけども、外さないで補植していただければそれでいいですよというお話もしたんですけども、どうしても一度解除したいと。何か補植も少しずつ始めているみたいなんですけれども、一応解除して、きちっとやり直してからまた指定していただきたいというようなお話だったので、ではそのようにしますという話になりました。

場合によっては、その一角、全部32メートル分、ほかの樹種にしてもいいんじゃないですかというお話もしたんですけども、できれば同じようにしたいというお話もありました。

樹種について御相談があれば相談に乗りますよというお話もしたんですけども、今のところは、そのまま同じ樹種にするつもりようです。非常に緑が濃くてきれいなんですけれども。こんなに長い生垣はなかなか、新宿区内ではないものですから、できれば大事にしたいと思います。

吉川委員 できたらよろしく御指導をお願いしたいと思います。

熊谷会長 どうぞ。

椎名委員 これはいつごろ植えたんですか。植えた時期はわかりますか。

事務局担当（城倉） 24年に指定したので、もうちょっと前ぐらいですかね。

椎名委員 原因は何かわかりますか。

事務局担当（城倉） 高層ビルの日当たりとかと向こうは言っているんですが、ちょっとよくわからないですね。

椎名委員 いや、何か原因はありますよね。集中的ですか。

事務局担当（城倉） 右側の写真は結構長い距離にわたっているんですけども、左側の写真は三、四本ずつ枯れるのが点々として出てくるという感じです。

椎名委員 ちょっとあれですね、何だろうな、わからない。

事務局担当（城倉） もう幹がこのぐらいになっているんですよ、上はもう頭は飛ばしちゃってあるんですけども。

椎名委員 ヒノキですか。

事務局担当（城倉） レイランディです。ヒノキの品種で、今はやりの品種です。

椎名委員 コニファーですか。

事務局担当（城倉） 今、普通のヒノキはもうほとんど売っていないらしいですね。みんなヒノキで注文すると、これが入ってくるみたいです。

椎名委員 ちょっとあれですね、何だろうな。また同じのを植えると同じ……、土壌的には問題ないですか。わからないですか。

事務局担当（城倉） 詳しくは調査をしなかったんで、そんなにかたい変な土でもないですし、ほかの科学的な分析みたいなものはしていないんですけども。

椎名委員 これは全体は何メートルなんですか。

事務局担当（城倉） 117メートルです。

椎名委員 そのうちの。

事務局担当（城倉） 32メートルです。

椎名委員 32メートルですか。これは何か、ちょっとあれですね。同じのを植えても……。

事務局担当（佐藤） でも、高校さんは同じのを3本とか、本当に補植のような形で数本ずつ飛ばし飛ばしで植えてみているのは、現地に植わっていました。

椎名委員 やっぱり全部じゃなくて幾つか植えて、あれじゃないですかね。テストランして大

丈夫かどうかとか、ちょっと指導してあげたほうがいいじゃないですか。元に戻すというなら、ちゃんと指導してやる。だから、そのためには全部三十何メートルばかりと植えるんじゃないで、幾つかやってみて……。ちょっとあれですね、何かやってあげてもいいかもしれないですね。

事務局担当（城倉） 条件は悪くないんです。反対側は校庭で、校庭の間に結構広い土の露出した、植え込みも結構広いので。

椎名委員 だから、その空間的な条件は悪くないとすれば、あとは土壌ですよ。あとは土壌、何かの跡地だったかとか。

事務局担当（城倉） でも、ここまで育ってきたというのが今まであって。

椎名委員 ですから、その先のほうで根深いところに何かあるとかね。わからないですよ、それはわからないけれども、ただ三十何メートルといたら、メーター1本2本植えているでしょう。厚みもあるでしょう。

事務局担当（城倉） 2本か3本植わっていますね。

椎名委員 そうでしょうね。100本ぐらい植えなきゃいけないでしょう。だとすれば、ちょっとテストみたいなものをして大丈夫かどうかをやってあげて、ちょっとそこら辺の指導をしてあげたらどうですかね。それでうまくいくかどうか。まただめになったら、何かやっぱり土壌か何かの問題があるんですよ。ということは、再開発なのか、ここの学校の建てかえみたいな中でやったんですか。

事務局担当（城倉） いや、この道路は再開発も含めて、あの画にある道路は整備はしました。

椎名委員 それは別にいいですよ。そういう問題じゃなくて、要するに前の土地が何であったかとか、そういうこと。

事務局担当（城倉） 学校も相当古いですから、新しい建物もそんなにないですし。急に何か土壌が変わったとかは……。

椎名委員 いやいや、100本ぐらいまた所有者の意思で植えるわけだから、それはいいんですけども、また保護をやってみて失敗しちゃうんでは、ちょっとかわいそうかなと。

そうすると、やっぱり立ち会ってあげて向こうにその気があるなら掘って、その下の土壌の状態を一回見られたらどうですか。そのぐらいのことはやってあげてもいいかなと思います。

熊谷会長 副会長。

興水副会長 指定解除しちゃうという選択肢だけなんではないでしょうか。というのは、そのままにし

ておいて、1メートル当たり500円か900円か、管理費をもらいますよね。そのお金で少し土壌改良して、少し植えていくというほうが、所有者にとっては得なのかなと思ったんですけども、どうですか。

事務局担当（城倉） そういうお話もさせていただいたんですけども、向こうはどうしても一回解除したいと。うちは点々と残っていますし、補植するという考え方もあったので。

輿水副会長 補植する費用に使ったらね。

事務局担当（城倉） ええ、それでいいと思ったんですが、いや一回解除したいと。事務局長さんはそうおっしゃいますので、ああそうですかというふうになってしまったんですけども。

熊谷会長 でも一応、厳しく言えば保護樹木を勝手に伐採したり植えかえたりしちゃいけないことになっているから、所有者の方の言われるのも正論なんです。したがって、そこが非常に微妙な問題です。

場合によっては、所有者の方がこのままでは危ないというので樹種を代えられる可能性も考えられます。これについては、非常に専門的な知識も要するところですので、引き続き事務局のほうで見ていただいて、場合によっては椎名委員と藤田委員には現場まで行っていただいて、お知恵をかしていただければと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

よろしいですか。どうぞ。

小野委員 個人的な感想なんですけれども、この道はきれいになる前も通ったことがあって、きれいになってからも通ったことがあるんですけども、開発される前は本当にどこにつながつていくんだろうというような暗い道で、すごく怖かったんですね。

でも、本当に今はきれいに、下は茶色で土のような色で両脇に緑ができたので、本当に安心して、すごく気持ちのいい気分で歩けるような道になっているので、ぜひ本当に3分の1を占める枯損状況だということを今聞いて、最近余り歩いていないなと思ったんですけども、新宿の資源として復活できたらありがたいなという、個人的な感想です。

熊谷会長 ありがとうございます。大切な御意見ですね。

渡辺委員 すみません、この話にちょっと関連するかどうかわからないんですけども、大久保通りの笹笥地域センターの前にツツジが植わっていますよね。それがところどころ枯れているんですね。本当にこうなって、こうなって。いつも歩いて、みんなで何でこれは枯れるのか変ですねと言っているんですが、このぐらいずつ枯れているんです。これを伺って、あ

あそういうことはあるのかなと聞いておりました。

熊谷会長 藤田委員。

藤田委員 今のツツジの話なんかは、時々犬のおしっこがそこで集中的にされて枯れちゃうという事例は、このところ何件か出ているんですよ。ちょっとその辺も含めて調査をしていくか、あそこを囲って直接かからないようにというか、ある程度の幅、土の中に入っちゃうとあれですから入らないようにするとか、そんなこともちょっと考えたほうがいいのかなど。このところ、ちょっとあったんですよ。

吉川委員 今の犬の件で、実は機会があったらお話ししていただきたいと頼まれているんですが、大日本印刷で新しく進めておるんですが、敷地の一部に木を植えまして、樹林が茂っておるんですが、その中に草、あるいはお花の植え込みがしてあるんですが、昼間は守衛さんがいて、かなり広い敷地なので管理しますので安心なんですが、どうも朝、早朝と夜は守衛さんがいらっしゃらないので、そのときに犬のおしっこで、ところどころやっぱり枯れるそうなんです。それが原因じゃないかと、機会があったら吉川さん頼んでみていただけないかと、大日本印刷の担当者から頼まれて、今ちょうどその話が出たのでお伝えしたいと思うんです。

やはりなかなか難しい。守衛さんがいるときにはいいのですが、いない早朝なんかは結構犬を連れて散歩して、最近は夜お散歩する方も多いですから、そういう問題が出ております。

枯れたりなんかすると、専門家にまた植えかえたりなんかしてもらったりしているんですが、そういうことがあるので、これは範囲が広いので、ちょっと行政に声をかけていただければと頼まれていたのでお話しさせていただきました。

熊谷会長 区のほうは、ペット関係はどこが担当されているのですか。

みどり公園課長 基本的に衛生課のほうです。

熊谷会長 では、衛生課に回していただくのも必要ではないかと思います。

みどり公園課長 公園とかでしたらうちなんですけれども。

吉川委員 何か同じところが枯れるんですよ。

熊谷会長 そうなんですよ、同じところにやるんですよ。

吉川委員 推理としてはそうじゃないかと。

熊谷会長 当たりですよ。

椎名委員 あれかもしれませんね。仮設の防犯カメラか何かで、別に犯人を捕まえるわけじゃなくて、それが同じ場所にどのぐらいしているか、そういうのも必要かもしれませんね。カ

メラ解析して、結構そういうことは生垣の場合はあるかもしれません。かなり大型犬とか最近多いですし。毎朝同じコースを同じ時間に早朝とか何か回って、ペット様も同じところにマークをしていきますよね。だから、結構侮れないですよ。

熊谷会長 ありがとうございます。

では、椎名委員と藤田委員、あるいは渡辺委員の御意見をできるだけ事務局のほうでメモをしておいていただいて、今後対処をしていただけたらと思います。どうもありがとうございました。

◎新宿区みどりの基本計画の改定について

熊谷会長 よろしければ、次に新宿区みどりの基本計画の改定についての審議に移らせていただきたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、みどりの基本計画の改定について説明させていただきます。

こちらの資料4と書いてある資料を1枚めくっていただきまして、まず改定のスケジュールについて、4-1という資料について説明させていただきます。

昨年度からこれまでの間に審議会で3回にわたりみどりの基本計画の改定について御議論いただきました。計画の方針、目標、施策の体系、構成について御意見をいただきました。本日は、素案の事務局案を示させていただきましたが、個別施策、地域別施策については申しわけありませんが、まだ調整中という段階のものを示させていただきました。

本日いただきました御意見、また庁内の他部署の意見も踏まえまして、この後に素案の案を作成いたします。この素案の案につきまして、もう一度、10月中に審議会での御審議をお願いしまして、その後、パブリックコメント等の手続に進んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、本日は事務局案を担当主査から説明させていただきます。

事務局担当（三橋） 担当しております三橋です。それでは説明をさせていただきます。

まず資料4-2のほうで、改正のポイントと計画の全体像をまとめてみました。

まず今回の改正において、改正の視点というもの、大きなところをまず3つ挙げさせていただきます。

まず1つ目が公園、緑地等の活用と多様な主体との連携ということでございます。これはこれまでも行ってきたところでございますけれども、社会的にさらにこうしたことを進める

という流れになっておりまして、都市公園法及び都市緑地法がさらにこうしたことを強く進める形での改正もされておりますので、このところをまず視点の一つとして挙げております。

次に、「緑被率」だけではない新しい都市緑化の評価基準の必要性ということで、これまで評価基準として上空から緑を見た緑被率というのを使っておりますけれども、実際、新宿区では、緑被率は伸びは余りないというところがございますが、一方で壁面緑化であるとか接道部の緑化については、調査のたびに伸びていると。そういう意味では緑化は進んでいるということがございますけれども、これまでの緑被率ではそうしたことが把握し切れないというところで、その点について考えたいということがございます。

3番目が生物多様性の保全と自然の恵みの持続可能な利用ということで、生物多様性について、きちんとみどりの基本計画の中で位置づけていくというのが大きな3つの視点でございます。

この視点への対応といたしまして、まず公園の活用等につきましては、基本方針の中で新しく1つ公園や緑地を活用するという形で方針を立てるという形で施策を進めていきたいと考えております。

2番目の緑被率以外の評価基準というところにつきましては、目標の中に新たに人が立った視点からの緑を見る「緑視率」というものを入れて施策を展開していくという考えでございます。

3番目の生物多様性につきましては、計画の全体にわたり施策を散りばめていくということで展開をしていくということで考えております。

前回の審議会までは、この中で目標まで御審議をいただきました。また、施策の体系のところを御審議いただきました。本日は、前回から変わった点もございますので、変わった点と新しく追加をいたしました点について、御説明をさせていただきます。

それでは、資料4-3、みどりの基本計画素案（事務局案）のほうをごらんください。こちらにつきましては、事前にお送りいたしております。本来でしたら10日とか2週間ぐらい前にお送りしなければいけない量なところなんですけれども、ちょっとまとめのほうがおくれまして、直前の配付になりましたことをおわび申し上げます。

まず2ページになります。

計画の背景と目的、こちらにつきましては先ほどの3つの視点というところに焦点を当て、文章のほうを書き直しております。内容につきましては、前回示したのとは変わります。

せん。また、少し難しい、よくわからない、SDGs（エスディーズ）につきまして説明を加えております。

次の計画の位置づけにつきましては、前回と変わってはいません。

次の4ページ以降、結果の達成度につきましても、前回との変更はございません。

6ページの主な施策の達成状況につきましては、何点か追加をさせていただいております。

7ページ、計画課題の整理につきましては、書き方を多少変えております。

まず前回ではみどりや公園の多面的な活用とにぎわいの創出というのは別立てでお示していたんですけども、内容として重複しているので1つにまとめました。

次の8ページ、生物多様性の展開につきましては、生物多様性、あるいは自然の恵みについての説明を書き加えさせていただきました。また、外来生物についての記述も加えさせていただきます。

9ページ、公園の課題、これは今回新たに追加をしてお示しをしております。これまでなかなか公園だけ取り上げた形での基本計画の中での位置づけがございましたので、今回新たに公園というものを1つきちんと立てて、ここで課題の整理をさせていただいております。

次に、10ページ、こちらがこれまでの先ほどの評価基準、緑被率の課題ということでございます。そして、見えるみどりの創出ということで、上からではないみどりも必要だということで、課題を提示しております。

また、5番目、新たなみどりの創出の課題というのが、これは前回よりも追加しております。今までのほかに、いろいろな形のみどりをこれから展開していきたいということで、課題として追加をさせていただいております。

次に、計画の理念と目標、11ページ以降につきましては変更はございません。

次に、15ページ、計画の方針になります。

まず16ページが基本方針になります。

現行のみどりの基本計画では、4つの基本方針を示しております、前回まではそれをそのまま引き継ぐということで御説明をしていたんですけども、やはり公園の活用というところが施策を展開するに当たり重要だということで、新たにここでは4番目になりますけれども、公園や緑地を活用するというので、あえて追加をさせていただきました。

次に、17ページ、配置方針です。

これは基本的に現行のみどりの基本計画のものと同じでございます。また、これにつま

しては、上位計画であります都市マスタープランのほうでも、この形でみどりの方針というのを立てておりますので、そちらとの整合をとっております。内容的には現行のものとは大きくは変更はしておりません。

次に、18ページ、みどりのモデル地区の指定でございます。

現行の基本計画では、1番から3番までのモデル地区というものを示しておりました。今回新たに緑視モデル地区ということで、緑視率という評価基準を入れたことに伴いまして、緑視モデル地区というものを追加して、目に見えるみどりというのを強く押し進めていければということで、モデル地区を追加するというように考えております。

19ページは、公園の配置方針でございます。

これにつきましては、まだまだ量的にも不足しているところでございますので、これからも質、量ともにふやしていかなければいけないということでございます。ただ、こちらの中身につきましてはまだ作業中の段階でございまして、まだ必ずしも詰まり切っているものではございませんので、参考としていただければよろしいかと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、20ページ、みどりの配置方針図です。これは各目標、方針、あるいは施策について地図の中に落とし込んだものでございますけれども、こちらはまだ、とりあえずいろんな施策を盛り込んでみたんですけれども、これではまだまだ見づらいというところもございまして、まだ個別の施策のところは詰まり切っていないということもありますので、大変申しわけございませんけれども、現段階では、これはまだ参考ということで見ていただければというふうに思っております。

続きまして、21ページ以降、施策の展開ということになります。

23ページで施策の体系を示させていただいております。

一番左が5つの基本方針、そして基本方針に伴いまして各行動方針という形でそれぞれ3つから5つ方針を立てております。そして、行動方針に基づきまして施策の展開というものを右側のほうで例示をさせていただいております。これは前回、一度示しておりますけれども、構成を多少変えさせていただいております。

次に、24ページ、よくある図ですけれども、各主体が連携をして事業を進めていくということでございます。新たに区、区民、事業者、そのほか最近ではNPOとかいろんな団体がございまして、そうした団体も一緒になって連携していくようにやっていきたいということで方針を示しております。

この中の事業者のところ、PPP、PFIというような単語がございますけれども、このPPPというのは官民連携という意味でございます。また、PFIというのは、民間資金を有効に活用して、あるいは民間の能力を活用して、事業を進めていくというこの略称でございます。こうしたこともいろいろ考えながら、多くの方と一緒に事業を進めていくことを示させていただいております。

次に、25ページがリーディングプロジェクトというものになります。

これは個別の施策の中から重要なもの、さらに重要なものの中から特に先導して事業を進めていきたいというものをピックアップして、各5つの方針から2つずつ選んでリーディングプロジェクトということで、ここでお示しをさせていただいております。

続きまして、27ページが各方針、各行動方針ごとの個別の施策の例でございます。

こちらにつきましては、さまざまなアイデアをこの中に入れさせていただいておりますけれども、まだ文章、その他整理が十分されておりませんので、大変申しわけないんですけども、参考資料とさせていただきますけれども、ぜひこちらにつきましても、これはおかしいとか、もっとこんな施策を入れてもらいたいというものがあれば、御意見をいただきたいというふうに思っております。

次に、40ページからが、今度は地域別の方針というものになります。

これまでの基本計画で、各出張所は10の地域があるんですけども、それぞれ似た特性のものをまとめて、これまでも6地域ということで分けて施策の展開をしてまいりましたので、今回につきましても基本的にはその6地域、また細かい中でその地域ごとに、例えば箆箭・榎で今1つでまとめておりますけれども、記述の中で特に箆箭ではこう、榎ではこうという特徴があれば、個別の記述の中で展開をさせていただきたいと思っております。

こちらにつきましても、大変申しわけございません、内容につきまして精査し切れてないところがありますので参考扱いにしたいんですけども、今回、地域別方針としましては、1ページの片方で現況の分析と特徴を示させていただいて、もう片方のページで地域ごとの施策の方針、あるいは展開というものを示していきたいというふうに考えております。

概略の説明は以上ようになります。御不明な点はたくさんあると思いますので、ぜひ御意見、御質問をいただければと思います。よろしく願いいたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

短い期間で、前もって内容を精査していただく時間がなかったかと思いますが、ただいまの事務局からの説明も参考にさせていただいて、何かお気づきの点があれば御質問、あるいは

御意見を頂戴したいと思います。

どうぞ、吉川委員。

吉川委員 公園の魅力を向上する、まことにそのとおりでございまして、30年度からは、ぜひ公園は昼間だけではなくて夜間の利用、今、新宿中央公園はたまにイベントを夜間にやって大変評判がいいということでございますので、30年度には公園の魅力の向上ということに夜間の利用ということを入れて、政策として進めていただきたいと思います。

熊谷会長 ありがとうございます。

みどり公園課長 今、吉川委員から御発言ありましたが、公園の魅力向上ということで、まずは新宿中央公園から先進的にいろいろやっていきたいと考えております。

来年度から全公園で夜間の利用というわけにはいかないんですけれども、まず新宿中央公園でのさらに夜の利用、今イブニングバーということですからごく使ったりしておりますが、そういったことも、さらにさらに掘り下げて考えていきたいと思っております。

吉川委員 ただ、公園の夜間の利用というと、幅広い連携が大切になってくると思います。例えばイベント終了後の警備とか、ただイベントするだけというだけではなくて、それに関連するもろもろの安全が大切になっていきますので、あわせて横の連絡を密にしてやっていただきたいと希望いたします。

みどり公園課長 その点も十分加味させていただきたいと思います。

熊谷会長 ありがとうございます。大変具体的な御意見をいただきました。

どうぞ、丹羽委員、お願いいたします。

丹羽委員 ちょっと伺いたいんですが、緑視率という言葉が入ってきたんですけれども、この緑視率というのは、私が考えるには、かなり主観的な評価基準、評価方法でないかなと思うんですけれども、やはりこういった一つの評価をするに当たっては、やはり客観性のある評価方法というものが求められると思うんですけれども、こちら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

事務局担当（三橋） 14ページをごらんいただけますでしょうか。緑視率の目標のところでございます。

正直言いまして、緑被率については、その調査方法というのが既に定められておまして、それに基づいているんですけれども、緑視率のほうは、共通の評価、あるいは調査の仕方というものは定められておりません。新宿区でもやって、ほかのところでもやっておりますところは幾つかございますけれども、それぞれ調査の仕方、評価の仕方というのが正直違って

おります。

なので、これは新宿区で調査、評価の仕方を決めたというものでございますけれども、新宿区といたしましては、各路線二百数十カ所の交差点から写真を撮りまして、この写真の中で緑が何%見えるということで緑視率というものを定めております。これを地域で調べて、下の左の絵が各地域ごとの平均緑視率ということになりますけれども、この写真で見たときの緑の量の多さというものを評価して、現状では調査の結果18.2%という数字が出ておりますので、当面の10年の目標としては、これを20%にするということで進めていくというのを一つの目標にしております。

説明しましたとおり、緑視率につきましては、スタンダードな調査方法、評価方法がございませんので、これを新宿区が今回こういうやり方で一度目標を立てたということでございます。

みどり公園課長 すみません、こちらの14ページの図のほうで、凡例の色が全部四角が黒くなっちゃっています。大変申しわけありませんでした。赤とか青とかに対応していきなさいいけないのですが、失礼いたしました。

丹羽委員 これはあれですか、写真の上で緑の部分のパーセンテージを出すんですか。

事務局担当（三橋） 具体的なやり方としましては、交差点の例えば四つつじの交差点でしたら、交差点の真ん中に立って4方向の写真を撮って、その4つの写真のそれぞれの緑のパーセントというものを平均して、その地点の緑視率という出し方をしております。百八十数カ所の交差点で、区内全域で調査をしております。

丹羽委員 緑被率では対応し切れないということなんですか。

事務局担当（三橋） はい。例えば壁面緑化というのが今進んでいるんですけども、上から見たとき壁面の緑化というのは見えませんので、数字には出てこない。また、生け垣につきましても、先ほどの117メートルの生け垣というのはすばらしいんですけども、あれは上から見ると117メートル掛ける幅の50センチという数字になってしまいますので、やはり緑被率で見たときと緑視で見たときは大分数字が違ってきてしまいますので、実際に先ほど言いました壁面緑化、あるいは生け垣というのは、ふえておりますので、それをきちんと把握して評価する基準が必要という認識でございます。

丹羽委員 何か全体の基本計画の骨子となるものが、みどりをふやすというそこに集中しているだろうと思うんですけども、それが見込みとして1%とか2%しか伸びが期待できないという、そういう状態でありながら、何か無理してみどりのふえ方を大きくしようというよ

うな、そういうような感じに受け取れちゃうんですけれども、どうなんですか。

事務局担当（三橋） 事実として、緑被率に関してはふえていないという状況でございます。

ただ、区としましては、やはり何とかしてこれをふやしていきたいということではございません。逆に、そうしてきたことでやっと現状を維持しているという、正直なところ認識ではございますので、やはりこの部分の手を緩めると今度は減っていくことにもなりかねないというふうには考えております。

丹羽委員 緑視率でみどりが少ないという、そういったことがわかれば、そこにみどりを配置するという、その期待が持てるということなんですね。

事務局担当（三橋） そうですね、緑視の場合は歩いて見えた目のみどりですので、これがふえるというのは、やはり町を歩いていて、みどりがふえたな、自然がふえたなという実感に直接つながっていく評価基準にもなると思っておりますので、新しくつけ加えさせていただきました。

丹羽委員 ありがとうございます。

熊谷会長 よろしいでしょうか。

どうぞ、吉川委員。

吉川委員 ただいま緑被率、みどりをふやすということでございましたが、それとは逆な動きもございます。

オリンピックがもう数年先で控えているということで、交通量がふえる。車、歩行者がふえるということで、報道によりますと、オリンピックを控えて樹齢を重ねた道路にある並木を撤去して道幅を拡幅すると、そういう動きの行政もございます。

地域の方とそのことについて、賛否両論で悶着もんちやくが起きているという報道もございまして、オリンピック目当てのそういう動きがあるということで、新宿区としてはそういうことはお考えになっていないと思いますが、幾らかそういう点についてのお考えをお聞きしたいと思っております。

オリンピックのため、道の拡幅のために樹木を省いてしまって道を広げると、そんなような動きもございまして、当然そういうことはないと思いますが、そういう考え方についてお聞きしたいと思っております。

みどり公園課長 幾つかの自治体で、新聞記事でそういったことが出ましたけれども、新宿区では特にそういったことで広げるためとかオリンピックのためとかということで、路線的に木をなくすといったようなことはございません。それは国や都にも確認しておりますし、新

宿区の中は今のところそういう動きはないですので、しっかりみどりを維持していきたいと思えます。

熊谷会長 齋藤委員。

齋藤委員 さっきの緑視率をお聞きしたんですけれども、あれはもう私は40年以上前に学生のときからいろいろ調査されて、やっぱり生け垣みたいにあるものがブロック塀みたいになっちゃって、お庭の中はすごくみどりがいっぱいあるんだけれども、外を歩いていると全然みどりが少ないみたいな、そういうものをちゃんと評価していくということで、いろいろやられてきていて、それが実際に行政とかに使われているなというふうに感じる次第です。

これは感想なんですけれども、全体の大きな施策の流れと方針の流れの中で、今の緑視率じゃないんですけれども、例えばみどりの骨格とかみどりの回廊とか、そういったものからずっと個別の施策や地域に落としていくわけなんですけれども、ネットワークとかビオトープとか生物多様性、それから野鳥とか昆虫とか小動物、そういったものから見た緑の連続性とかすみかですね、そういうものを今回じゃないんですけれども、いずれ多分、先ほどの中央公園を夜に使うというお話もあるんですけれども、昆虫にしてみればいい迷惑なわけで、都市に人がふえてきて人間が快適に暮らすために、庭として変わっていくところがどんどんふえていくわけですよ。庭的な理由で。

それに対して、生物多様性とかビオトープとか、そういう意味での、やっぱり子どもとかにダンゴムシとかセミとかナメクジとか、そういうものは全く見せてもいけないとかということじゃなくて、むしろ逆なので、そのあたりのネットワークをもう少し深めたことを考えていく。もちろん、生き物調査とかをやられているので、それをベースに5年、10年後に人間だけじゃないところの施策と組み合わせるようなものが、ちょっと欲しいのかなというふうには、ちょっと見えづらいかかと。

事務局担当（三橋） 生き物のネットワーク、エコロジカルネットワークにつきましては、今回の中で入れる予定でございます。まだ作業途中でございます御提示できていないところがございます。

昨年行いました生き物調査の中で、一度ネットワーク案というのはつくっておりますので、新宿区内のネットワークは、ほぼみどりの配置方針と同じような形になるかと思うんですけれども、枠を超えた広域の、生き物の場合は新宿区は関係ないですので、近隣の自治体まで含めた広域のネットワークというものも含めて、この中で入れていく予定でございます。

みどりの基本計画は、今回、生物多様性地域戦略も兼ねていますので、必ずそのところ

は入れる予定でございます。改めて御提示させていただきたいと思っております。

斎藤委員 要するに基本法とか、いろいろ上のほうではできているんだけど、実際下はやっぱり大変というか、どういうふうを考えてやっていくかはすごく難しいと思うので、ぜひ新宿区は大変だと思うんですけども、先駆的な試みなり考え方をぜひやっていただければというふうに思っております。

吉川委員 委員のおっしゃるとおりで、ビオトープはふえるんですね。公園の中で……。

事務局担当（三橋） そうですね、やれる箇所があれば。

吉川委員 これを見ると何か所か。

事務局担当（三橋） ただ、花壇を池にしたりというようなことはどんどん進めていくつもりでございます。

吉川委員 期待しておるんですが、新宿中央公園の下のほうにビオトープ、あそこは何という場所ですか。

事務局担当（三橋） あそこは新宿中央公園です。

吉川委員 新宿中央公園の外れにビオトープを作成しまして、これはこれに出ていますように、区だけではなくて、いろいろな方と協力して運営する形でやっております。ただ、それが場所が余り広くないので広げてもらいたいと思って、一、二カ所、新しい30年度からはふやす。

事務局担当（三橋） ふやしていきたいと。

吉川委員 とおっしゃっているので、そこで地域の、あるいは希望する小学生なんかが来て、田植えをしたりザリガニをとったりして勉強しておりますので、ぜひ30年度はその拡大を、地域の方の小学生の利用と、それから奉仕活動でする方々、区民の方々、それをもっとチームワーク、横の連絡をよくして拡大できたらと思っております。

熊谷会長 ちゃんとやっているぞと、こういう御意見ですね。

ビオトープは教育委員会なんかと、いわゆる小学校なんかと連携してやれば、特に一番そういうものの知識を持っているのは大学の先生ではなくて、理科の小中学とか高校の先生が非常に具体的で、かつ立派な活動もされていてデータを持っていらっしゃるのです。

鶴田委員、どうぞ。

鶴田委員 全体的にみどりを多くしていこうという非常にエネルギッシュないい施策が並んでいると思うんですけども、1点だけ、例えば花の名所をつくるとかみどりをふやすという中で、やっぱり外来種の中でも植物に対するアラートが、もう少し盛り込まれていたほうがいいかなと思うんですね。

動物については前のほうで種なども出しているんですけども、やっぱりつい先だっても環境省の国立公園ですら、ニセアカシアみたいな話があったりしましたので、特に栽培種で間違えやすいオオキンケイギクとか、お花はきれいなので結構よかれと思ってふやしてしまうみたいなことがありますので、そういったことの普及啓発も取り組みながら緑をふやしていくという方針をどこかで強調されるといいかなと思います。

事務局担当（三橋） そうですね、正直ちょっと植物につきましては、新宿の場合、もうほとんどがなくなってしまっている環境が多くて、保存しなければいけないような緑地というのは、もう既に公園になっているというところですので、どこまでそこに踏み込むかというのはあるんですけども、それでもやはり例えばおとめ山公園の中にどんどん外来種が入ってきたら、やはりそれは駆除せざるを得ないだろうと。

普通の個人のお庭に生えている、もともと何もなかったところを庭にしたようなところは、極端に言うと、何もないんだったら外来種でも入ってきたほうがという部分もありますので、単純にほかの自然のたくさんある地域のように、外来種があればそれを駆除という形にはならないと思うんですけども、十分な注意と必要に応じての対策は必要だと考えておりますので、正直、中ではおっしゃるとおり触れている部分はまだございませんので、少し触れていくようにしたいというふうには考えております。

鶴田委員 全体としては生物多様性というのが基盤にあると思うので、区が率先してふやしていこうという中には、そういうこともちゃんと気にしているよという部分が必要かなと思います。

事務局担当（三橋） そうですね。

熊谷会長 どうぞ、吉川委員。

吉川委員 ただいまと関連して、きょう資料に持ってきて、残念だったんです、生き物マップ、この前のエコライフまつりのときにお配りして評判で、エコライフまつりを開催いたしました、私ども町連も協力して出展させていただいてよく存じていて、生き物マップをこしらえたんですよ。ぜひ委員の方にお配りしたらなど、参考に、きょうなければ次の機会にでも。区内の生き物を調査して……。

斎藤委員 多分、二、三回前にもう……。

事務局担当（三橋） 前回お配りしまして、また必要であればまだ残部はございますので、10部、20部、お送りいたします。

吉川委員 エコライフまつりというお祭りのときに配布して、それだけじゃなくて、その脇に

鳥の鳴き声を録音したものを置きまして、来た子どもたちは自分の好きな鳥のところに行く
と、鳥の鳴き声が聞こえるということとか、立体的にやりまして大変評判になったと。そう
でしたか、そういうことで、みどり公園課には御努力いただいて、僕は知っているので御披
露させていただきました。

熊谷会長 ありがとうございます。

どうぞ、小野委員。

小野委員 この大きな図4-1のI-1に「新宿の森30選の指定」というふうにあります、
下のV-2のところには「みどりの新宿30選の更新」というふうにあるんですけども、現
在は、みどりの新宿30選になっているのを新宿の森30選に統合していくような流れになるの
か、また新宿の森というふうに呼べるものの規模とかもどういったものなのか、ちょっと気
になりまして質問させていただきたいと思います。

あと、神田川沿いの桜のライトアップとかみどりをふやす活動と生き物の調査とか、いろ
いろ盛んに行われていますけれども、たしか前々回ぐらいまで都電の開発のようなことがあ
ったかなと思うんですが、ちょっと自分が見たところで見当たらなくなったので、区ではな
くて都のことなのかもしれないですけども、そのあたりのことを伺えればと思います。

事務局担当（三橋） 施策の体系の一番上の真ん中あたりに、新宿の森30選の指定というの
がございます。これはまだアイデアの段階でございまして、具体的な形になっておりません。

現在のみどりの新宿30選というのは、森以外でも街路樹であるとか大きな木であるとかと
いうのも指定しておりますので、現在のみどりの新宿30選は、これはこれで進めていき
たいというふうに考えております。

新たに例えば森というキーワードで30選というようなものも、これはまだアイデアでござ
います。別途、花の名所づくりというような事業もございまして、花での新宿区内でのいい
ところをマップ化するみたいな作業もございまして、将来的には、みどりの新宿30選、花
の名所づくり、新宿の森30選、これを個別にやっていくのか一つにまとめていくのかとい
うのもまだ現在決まっておりますけれども、今、新宿の森30選というのはアイデアとい
うことで出させていただいております。

また、都電の敷地緑化、都電の敷地を芝生にして敷地緑化をするというのが、今東京都
のほうで進めております。それについては東京都の事業ということで、新宿区のほうにも説明
とか協議というのは来ておりますので、その中で新宿区の部分は西早稲田の一部だけなん
ですけども、それでもそういったところは区としても進めてもらいたいということで、都の

ほうには話をしております。

従前は、昔、区のほうから協議したときは都に断られたんですけども、最近は逆に都のほうでそういう事業を進めるということで、二、三年前に都のほうから話があったので、ぜひお願いしますということで打ち合わせ等はさせていただいております。

熊谷会長 渋江委員。

渋江委員 これからまだ内容はどんどん変更していくということなので、少し細かな話になるんですが、実際にこれをいただいたときの印象というか、内容よりも見せ方の話になるんですが、今でもよろしいですか。

まず3ページのところに、みどりの定義が書いてあるんですけども、これは私だけかもしれないんですが、若干の違和感があって、前回の改定版のほうを見てみますと「これら自然のものにより構成される環境のこと」までが一つの色づけになっていて、こちらは外になっているんですけども、わざわざそうされたのであればいいんですけども、こちらだけを読むと少し違和感があるので、もしかしたら今までのままのほうがいいのかなというふうに思います。

それから、このみどりというのが、今回の新しい計画改定するときには、SDGs（エスディージーズ）の場であると、あるいは生物多様性の保全の場であるということも、一言この中で触れられるとよろしいのかなというふうにも思います。

それから、一番目立つのが1ページですとか21ページですとか、この計画の前提のところにある絵の写真のスペースなんですけれども、非常にわかりやすく見やすい、目につくところだと思うんです。ここが例えば1ページだと、どこの何なのかがよくわからないんですけども、こういうのがしっかり入っていくと、区民の方、都民の方、あるいはそれ以外の方もわかりやすく、一つ先ほど神田川の話も出ましたけれども、これまでの調査結果をこの中に発表する場はないと思うんですが、こういうスペースを使って、そういった神田川とか身近な生き物であるとかダンゴムシであるとか、そういった意外と新宿区にはさまざまな身近な生き物がある、植物があるといったようなものを見せるスペースとして利用される、そしてまた、その説明を入れるというふうにも利用されてもよろしいのかなと思います。

特に、商業地区で、これは21ページですけども、こういった新宿区の花壇であるとかそれぞれの自治会とかグループの方々がなさってきた成果だと思うので、そういうのをしっかりと成果として、この中でお見せするという場にされたらどうかなというふうに思います。

それから最後ですが、24ページのこの施策の主体と役割のところ、さっきちょっと出て

いましたが、教育関係を入れたほうがよろしいかなと。そこでビオトープもそうですけれども関連して連携していくのかなと思います。

以上です。

みどり公園課長 ありがとうございます。

ちょっとまだいろいろ写真なんかは当て込んで入れているようなところもありますので、しっかり区の施策をPRしながら解説もつけて、また今伺った御指摘のことをよく研究して効果的なものにしていきたいと思っております。

熊谷会長 写真はこれは全部区内の写真かな、ほかから持ってきたものがあるんじゃないの。

事務局担当（三橋） 区内のものでございます。

熊谷会長 では、副会長。20分ぐらいやってください。

興水副会長 いえいえ……、どうしようかな、20分いただけるとなるとうれしいんですけども、渋谷委員の話にちょっと便乗して申しわけないんですけども、私は今の御指摘はとてもいい御指摘をいただいて、私もそうだなと思ったんですけども、特にみどりの定義のところ。前と変わっているようにも見えるし、変わっていないようにも見えるし、ただ表現の問題なのかもしれないけれども、よくわからないんですけども、僕はやっぱり新宿区のみどりの基本計画、そして新宿区というのはやっぱりもう大都市で成熟した、もう完成型の都市で、みどりなんていう話はもう無理だみたいな印象もあるわけですよ。山をいっぱい持っている、農地をいっぱい持っている都市から比べるとね。

でも、こういう都心型都市の典型的なそういう大都市で、行政体で、みどりはどういうふうに考えているんだろうということは、多分皆さん、日本全国民が興味を持って見ているだろうと思いますし、ほかのそういう公共団体でも、都心部の公共団体でも、ではみどりをどうやって守ろうとして、ふやそうとしているのか、新宿区は何をを考えているんだろうということは大変僕は興味を持たれているというふうに思うんですね。

そういう意味からすると、このみどりの定義は結構大事で、新宿区はこう考えているんだというあたりを、やっぱり実現可能なみどりというのをちょっと意識した形でのみどりの定義をしておいたほうが私はいいと思っていて、今の定義だとちょっとかなり一般的な話になり過ぎていて、この定義だとどこでも通用しちゃうような感じ。つまり、大都市型の高度に成熟した都市におけるみどりというのはどういうことを考えているのかということ、新宿区らしい定義をちらっと入れておいたほうがいい。

無理に新しいものをがんと出せと申し上げているのではなくて、ほぼこれでいいんですけ

れども、これだとちょっと一般的過ぎて、大都市型ということが見えていないなという気もするんですね。

やっぱり新宿区が大事にしているみどりというのは何なのか。さっき緑視率という話も出ましたよね。そういうこともちょっと意識して、みどりとは何かというのをもう一度ちょっと改めて考え直していただく、我々も含めて考え直さなきゃいけないのかなと、今回のみどりの基本計画で、と思いました。とにかく、この表現は変えてはみたものの、まだもうちょっと知恵があるのかなというふうに思います。

それから、そういうふうに考えますと、大都市型の都心ということとすると、やっぱり一つは東京駅、有楽町、大手町、丸の内、あそこが一つの大都市心部ですよ。そこはみどりについてはかなりやっているわけです。「大丸有」と称して、さまざまなみどりを展開してやっている。その中で出てくるのは、やっぱり企業と従業員の方と、そこを散策する利用者が一体になって、あそこの地域のみどりをみんな楽しんだりつくったりなんかしているわけでしょう。

それでもう、丸の内の業務地区がもう一大レクリエーション地区に変わっちゃったみたいな、そういうことまでみどりによってそうなっているわけですよ。壁面緑化もやるし、コーヒーショップもあるし、いろんな意味で丸の内の仲通りとか有楽町あたりはものすごいことになっているでしょう。

そういうふうなことを考えると、やっぱり新宿も僕はあるんじゃないかと思うんですよ。それがちょっと表現されていなくて、24ページのところで区民と区と事業者と3つが書いてあるんですけども、区民と区はわかる。しかし、この事業者というのは、ちょっと曖昧なんですよ。企業なのか、そこに勤めている、働いている方なのか、あるいはいろんな学校に通ってくる外からの、区外から来る人も含めてなのか、ちょっとこの辺が、事業者は結構大事なので……。

熊谷会長 小田急。

興水副会長 小田急もある。企業の、デパート、いろんなものがあるわけでしょう。

京王もありますね。そのあたり、だから樹木の樹木の保護とか、公開空地の外壁とか、もうちょっと僕はあると思うんですよ、新宿らしいものが。それをぜひ表現し直す必要があるかなと、そこでもうちょっと特徴を出せるのかなというふうに思いました。

それはやっぱり大丸有地区と対抗する意味で、新宿というのは、これからオリンピックの中で今度は渋谷ががらっと変わっていきますから、渋谷は電車の駅が離れちゃっているから、

ちょっとあそこはまとまりがつかない、余りいいまちにならないだろうと皆さん心配されているんですけれども、それと比べて、新宿はとても交通も放射環状型でうまくできているので、そういう意味でも渋谷とは違う魅力がある都心になっていくはずなので、そこでみどりをどう位置づけるかというのは、やっぱりやってみていく。渋谷のほうがみどりは少ないですけれども、そういう意味では、新宿のほうが魅力的になるはずなんです。そのところはもうちょっとうまく表現しなきゃいけないなというふうに、感想的な意見で申しわけないんですけれども、思いました。

あとは……

熊谷会長 どうぞどうぞ。

輿水副会長 シャベリ出すととまらなくなっちゃうんですけれども。

あともう一つだけ、最後にします。鶴田委員の言われた、これもやっぱり大都市型の都心部において、こういう生物多様性とかをどう考えるかということは、大問題なんですよ。ですから、ただ生物多様性を何とかしましょうとか、生態系サービスの安定化をしましょうという通り一遍の話じゃなくて、やっぱり新宿らしい、そういう言い方があると思うんですね。それはただビオトープだけで満足するのではなくて、やっぱり小さいながらもいろんなもの、いろんな多様なみどりがありますから、そういう意味でどうすればいいかという話は、全体をひもといていくと、2ページのSDGs（エスディーズ）の話から始まっていますから、ましてさらにここからどうほかの区の総合計画とか基本計画とどう結びつけて、環境基本計画とどう結びつけて、そしてこのみどりの基本計画がこうなって、だからこうなるんですよと、そのストーリーがちょっとまだ弱いので、それをちゃんとやると非常に魅力的なレポートになるんだろうと思います。

区民が、あるいは事業者が、あるいはここで働く方々が、新宿区に来てどういうふうに持続型社会をつくっていくのかという意識変革のいい指針になる、このみどりの基本計画が、と思うんですよ。だから、新宿区は、もうみどりをたくさん倍増しようとか、そういう話をしているんじゃなくて、大都市新宿で持続型社会とはどう構築していくのかという、そのお手本を、こんなに高らかにうたっているし、これはできそうだとこのものがもし示されていけば、すばらしいなと思っています。

だから、どなたか0.1%とか0.001%しかふえないなんて、そんな今の金利みたいな話をしてもしょうがないだろうとおっしゃっていましたがけれども、それもあるんですけれども、成熟した大都市ですから、環境型の意識をどう持つかというあたりは、区民も事業者も、外か

ら来る方も含めて、こうあるべきなんだという新しい都市の環境戦略というか、それを語るいい場なんでしょうね、このみどりの基本計画というのは。そういう部分を意識した書きぶりを入れたいなと私は思うんですね。ぜひその辺をよろしくお願いします。

それには……もうこれでやめます。後ろのほうに地区別の計画があります、地域別の計画。この地域別の計画の画が、まだ今は大きい図面をただ切り取ってはめ込んでいるだけなので、でもこの最終案は、ちゃんと地域の話になる、地域レベルの話になるような、そういう表現と言葉、地域のみどりの軸とか、地域の生物多様性をほかの何とかとか、そういう地域のことになるような、そういう表現で画を、ただ大きな画を切り取っただけじゃなくて、地域ごとにちゃんとしていかないと、せっかくのこの構成が生きてこないで、ぜひこれもよろしくお願ひしたいと思っています。

作業が大変であることは重々承知しているんですけども、やる価値が僕はあると思いますし、新宿区のみどりの基本計画は皆さんが注目していますから、ぜひ頑張って、大会長がいろいろ知恵を出していただけるので、私は言えはいいだけの立場ですから。私もできるだけ知恵を絞って御助言したいと思います。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

みどり公園課長 興水副会長、ありがとうございました。

新宿らしさとか、そういう魅力をフルに出していけるように、また先生のお知恵もかりながら進めていきたいと思っています。

熊谷会長 議事録に、ちゃんと残して下さい。

きょうお示した案は、事務局も大変いろいろ忙しい作業の中で、完全にまとまり切っていないので、それを素直に皆さんにお見せしたところもあって、いろいろ多分、事務局自体が靴の裏から足をかいているようなところはあるんですけども、今、最終的に副会長も言われているように、これは新宿区みどりの基本計画と書いてあるけれども、中野区みどりの基本計画、世田谷区みどりの基本計画、そして進んでいるといわれている中央区緑の基本計画とどう違うんだと言われたときに、基本は、私は吉住区長が、例えば小池都知事の前で、新宿区みどりの基本計画の最も特徴的なところはここですよ、多分事務局でまとめればリーディングプロジェクトですよ、それだって多過ぎるから、あれは。この中の1つ、2つは、これはどこにも負けませんというのを、そういうまとめ方をぜひしないと、これはただの資料集になってしまう。

それからもう一つは、この施策についてですが、地域の貴重なみどりを守る、ふやす、つ

くる、活用する、啓発する、その中で一番力を入れるのはどれか明らかにする、つまり行政のトップとか、あるいはそういう人たちが説明するとき、それをA4ぐらいのまとめで全容がわかるようなものをつくって、それを各部局へ回して、区のいろいろな計画と整合性をとると良いと思います。そういうのをぜひつくっていただきたいと思います。

それから、さっき出てきた西口の新宿中央公園も、もとは都の公園だったんです。それを都から新宿区に移管されましたが、今ここに来て見直されて、多分今は大変あそこも人気があります。区のみどり公園課が指定管理者制度を取り入れて専門の管理団体に任せるところ一気にその効果が出て、大変今注目を浴びていますので、これは都庁の公園課の人もちちゃんとチェックしていると思います。

ですから、そこと連携をとって、都庁の直ぐ近くにある新宿中央公園は、新宿区のみどりの基本計画に基づく成功例だと都知事に説明に行き協力していただくのもよいと思います。

それから、さっき副会長が言われた、いろんな大きな企業がありますから、伊勢丹の屋上にすごく立派なビアガーデンができていでしょう。とんでもない、あれはみどりの基本計画の一部なんだから、ちゃんと届け出ると。皆さんが区長になったようなつもりでまとめていただかないと。何しろ、このままだとあと二、三回ではちょっとまとまり切らないと私は心配しているんです。

これは本当に興水副会長が言われたように、どこの区の計画でも、これで行っちゃうよね。新宿でなきゃできないような計画で、みんなが注目して、それから区民の人が一番納得できる内容にまとめて下さい。

渡辺委員 でも、笹塚地域ではやっていますね。地区協議会というところで、緑化推進委員会みたいな。結局、区民ですよ、動いていくのは。だから、私もこの計画はすごくいいんですけども、ちょっと興味があつて読んだのは、笹塚・榎地区のくだりですね。ちょっといっぱいあるのでどこを讀んでいいかが……。

熊谷会長 ちょっとね。

渡辺委員 でも、素晴らしいものをおつくりになって、これはみどりの係で全部おつくりになったんですか。

みどり公園課長 そうですね、みどりの係でつくっています。

渡辺委員 すばらしいです。本当にこの写真の、あれがあったらいいですね、どこのという。

これに載せたくて頑張るとか。

熊谷会長 ぜひ、もう少し新宿区ということ、先ほど副会長が言われた成熟した日本の中心

都市だということも一つですけれども、また、新宿区の区民の1割は外国人です。それから少子化も進んでいますし、ここの中では、いわゆる小学校や何かの統廃合というか、ほとんど学校も減っていています。

一方で、高齢化の波を受けて、新宿区なんかは都心のマンションにどんどん老人が周辺部から戻っています。つまり、一時みんなが理想を描いて郊外へ出ていった人たちが、やっぱり病院もなきゃ地下鉄もない、そんなところに住めないというのでみんな都心に戻ってきているので、その中心はやっぱり新宿ですから、そんなことも踏まえて、だから必ずしも公園の利用というのは、一般のサラリーマンだけじゃなくて、高齢者とか、あるいは外国人とか、そういう人たちを集中的にケアできることが重要です。

これからまとめるに当たっては、多分審議会の委員の方々もいろんな御意見を何回かお知恵を拝借したほうがいいんじゃないですかね。

何かほかに御意見があれば。

藤田委員、いかがですか。壁面緑化とか屋上緑化は、もっと進めたほうがいいですよ。

藤田委員 そうですね、それと特にマンションのほうにバルコニー緑化とって、子どもたちが植物にじかに触れるというのは非常に大事なので、小さくてもバルコニーをちょっとやってあげると全然違ってくると思うんですよ。

熊谷会長 周りが緑に囲まれた豊かな田園地帯じゃそんなことはできないですけども、ここはもう、バルコニーとか屋上とか。

うちの孫が行っている学校は、建替えにあたって屋上を緑化するかと思ったらプールをつくったんです。だから、結局プールも……

輿水副会長 みどりですね。

熊谷会長 みどりで、水もね。だから、屋上にプールをつくるというのは、かなり建築的には金もかかるし構造も大変なんだけれども、やっぱり校庭がないから。だから、新宿区のそういう特殊事情をうまく踏まえて。

ちょっと時間がオーバーしました。次回はいつごろですか。

みどり公園課長 次回は、先ほど最初のスケジュールでもお話ししたんですけども、10月にもう一度審議会を。

熊谷会長 大丈夫ですか、10月で。

みどり公園課長 今の新宿らしさを出したものをぜひ出ささせていただきたいと思います。

熊谷会長 本当。議事録に残るよ、議事録に。

みどり公園課長 努力させていただきます。

熊谷会長 ということですので、10月までの間に委員の方々はお気づきの点があったらば、特にきょうのこの資料を完全に皆さん目を通していただいていたかどうかもありますので、お時間のあるときにちらっと見ていただいて、お気づきになった点は、どしどし事務局のほうにお寄せいただければと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

(うなづく者あり)

熊谷会長 よろしければ、一応、審議事項は以上でございますので、事務局へお返しをいたします。

◎連絡事項

みどり公園課長 連絡事項です。次回開催を10月のいつにするかは、また改めて場所と日時を調整の上、皆様に御連絡を差し上げたいと思います。

また、きょう御発言できなかったことの見解等がありましたら、事務局にお知らせいただければ反映させたいと思いますので、どうぞいろいろお知恵をかしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

奥水副会長 そういう美しい言葉でまとめようとされたんだけど、委員から違う意見が出ちゃったらどう調整するんですか。そういうところは、反映させますなんて殊勝におっしゃっているけれども、違う意見が出たらどうするの。

みどり公園課長 検討の上、反映できるものは反映したいと思います。

奥水副会長 では、できないものはしないということですね。売り言葉に買い言葉になっちゃうけれども、とても難しいですよ。

みどり公園課長 できないものは理由を説明させていただきます。

奥水副会長 これはだんだん詰まってくると、いろんな御意見が出てくるから、調整がなかなか難しくなって大変だと思うんですね。ぜひ頑張ってくださいと、よろしくお願いいたします。

熊谷会長 励ましなのかお叱りなのか……。

奥水副会長 励ましています。

熊谷会長 それでは、ありがとうございました。

◎閉会

熊谷会長 ちょっと司会の不行き届きで余り上手にまとまりませんでした。これをもちまして、平成29年度第2回のみどりの推進審議会を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後4時17分閉会